社会福祉法人志木市社会福祉協議会個人情報保護規程

令和７年４月１日
規　程　第　１　号

目次

第１章　総則（第１条－第５条）
第２章　管理体制（第６条－第８条）
第３章　個人情報の取得・利用（第９条－第１３条）
第４章　個人データの安全・適正な管理（第１４条－第１７条）
第５章　個人データの漏えい等の報告等（第１８条・第１９条）
第６章　個人データの第三者提供の制限（第２０条－第２２条）
第７章　公開の原則（第２３条－第２９条）
第８章　補則（第３０条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人志木市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が保有する個人情報等の取扱いについての基本的事項を定め、個人の権利利益の保護及び人格の尊重を図るとともに、事業の適正な運営に資することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この規程において用語は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「保護法」という。）及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の定めによる他、次の各号に定めるところによる。

(1) 本人　個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(2) 職員等　直接又は間接に本会の指揮監督を受けて本会の業務に従事している者をいい、雇用関係にある職員、理事、評議員、監事、派遣職員、実習生等をいう。

（適用範囲）

第３条　この規程の適用範囲は、次のとおりとする。

(1) 本会の全ての事業所及び個人情報の取り扱いを伴う全ての事業活動

(2) 本会の事業活動に従事する職員等

(3) 本会の事業の用に供する全ての個人情報

２　個人情報の記録媒体については、文書、図画、写真、フィルム及び磁気テープ等の電磁的記録のいずれも対象とする。

（適用除外）

第４条　本会は、仮名加工情報、個人関連情報及び匿名加工情報は取り扱わない。

また、個人データについて、オプトアウトによる第三者提供及び外国にある第三者への提供並びに他の事業者と共同利用を行うことはない。

（本会の責務）

第５条　本会は、第１条の目的を達成するため、保護法、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。）、個人情報の取り扱いに関する法令、国が定める指針、ガイドライン及びその他の規範を遵守するとともに本会が実施する事業等を通じて処理する全ての個人情報の保護に努めなければならない。

第２章　管理体制

（個人情報保護責任者）

第６条　本会に個人情報の適正管理に関する責任及び権限を持って業務を行う個人情報保護責任者を置く。個人情報保護責任者は、事務局長の職にある者をもって充てるものとする。

２　前項の個人情報保護責任者は、個人情報の管理に関する事務を総括するとともに、本規程に定められた事項を遵守し、かつ職員等に遵守されるために本規程に定める措置その他必要な措置を実施するとともに適正管理の見直し及び改善を基礎として、会長に個人情報の適正管理の状況を報告しなければならない。

（個人情報管理者）

第７条　本会に各課又は事業所における個人情報の取扱いに関連する安全管理措置の立案、実施及び運用について責任を負う個人情報管理者を置く。個人情報管理者は、各課長、所長等とする。

（職員等の責務）

第８条　職員等は、職務上若しくは活動上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は 正当な目的以外に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

２　職員等は、個人情報の取り扱いの中で発見した、又は疑いを持った情報セキュリティ事象（内部規律違反、管理策の不具合及び情報セキュリティに関連しうる未知の状況等）は、いかなる場合でも個人情報管理者に報告しなければならない。また、個人データの漏えい、滅失若しくは毀損（以下「漏えい等」という。）、又はそのおそれの事案の発生が疑われる場合、個人情報管理者は、被害が発覚時より拡大しないよう、適宜、必要な処置を講じ、個人情報保護責任者に報告しなければならない。

３　個人情報管理者は、職員等から報告を受けた情報セキュリティ事象が個人データの漏えい等、保護法違反及びそれらのおそれなどに該当する情報セキュリティインシデントであると判断した場合は、個人情報保護責任者に報告するとともに、他の業務に優先して状況の事実関係の調査、発生原因の究明を行わなければならない。

４　個人情報保護責任者は、事実関係の調査の結果、緊急事態（事業的損失・経

済的不利益の発生、社会的な信用・信頼の失墜、本人の権利利益の侵害などを及ぼし、又は及ぼす可能性がある事態）が発生した可能性が高いと判断した場合は、影響範囲を特定し、その結果を会長及び関係機関に報告しなければならない。

5　個人情報保護責任者は、緊急事態発生の原因を究明して再発防止策を講じるとともに、緊急事態の事実関係、発生原因、影響範囲を特定し、その結果を会長及び関係機関に報告しなければならない。

第３章　個人情報の取得・利用

（利用目的の特定）

第９条　本会は、個人情報を取扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定し、当該利用目的の達成に必要な限度において個人情報の取扱いを行わなければならない。

2　利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内で行うものとする。

（利用目的による制限）

第１０条　個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。

2　他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3　前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（適正な取得）

第１１条　本会は適法かつ公正な手段によって個人情報を取得することとし、偽りその他不正の手段によって個人情報を取得してはならない。

2　要配慮個人情報は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで取得してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場

合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
(5) 当該要配慮者個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体又は報道機関等より公開されている場合
(6) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
(7) 委託に伴って、個人データである要配慮個人情報の提供を受ける場合

（取得に際しての利用目的の通知等）

第１２条　個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表する。

２　前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

３　利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表する。

４　前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本会の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

（不適正な利用の禁止）

第１３条　個人情報は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用してはならない。

第４章　個人データの安全・適正な管理

（データ内容の正確性の確保等）

第１４条　個人データは、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努める。

（安全管理措置）

第１５条　本会は、その取り扱う個人データの漏えい等の防止その他の個人デー

タの安全管理のために必要な措置として、次に掲げる適切な措置を講じる。
(1) 個人情報保護に関する規程の整備
(2) 個人情報保護推進のための組織体制等の整備
(3) 個人データの漏えい等の問題が発生した場合等における報告連絡体制の整備
(4) 雇用契約締結時における個人情報保護に関する規程の整備
(5) 職員等に対する教育研修の実施
(6) 個人データの適切な保存
(7) 物理的安全管理措置
① 個人データを取り扱う区域の適切な管理
② 個人データを取り扱う機器及び電子触媒等の盗難の防止
③ 個人データが記録された電子触媒等の持ち運ぶ場合の漏えい等の防止
④ 復元できない手段による個人データの削除及び機器・電子触媒等の廃棄
(8) 技術的安全管理措置
① 適切なアクセス制御の実施
② アクセス者の識別と認証
③ 外部からの不正アクセス等の防止
④ 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止

（委託先の監督）

第１６条　本会は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、個人データを適切に取り扱っている事業者を委託先に選定するとともに、取扱いを委託した個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行う。

（委託に伴う措置）

第１７条　本会は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、委託先との契約書に明記することにより、個人データの保護に関して委託先に次に掲げる義務を課さなければならない。
(1) 第１５条に定めるのと同等の安全管理措置を講じること
(2) 従業者等の監督
(3) 委託した事業の再委託の原則禁止（再委託は事前の許諾を得ること）
(4) 委託した事業を遂行する目的以外の個人データの使用禁止
(5) 個人データの複写及び複製の制限
(6) 個人データの取扱い状況の定期的な報告及び説明
(7) 個人データの取扱い状況を委託者が確認することに応じること
(8) 個人データの取扱いが適切でない場合に委託者による改善の申入れに応じること
(9) 守秘義務（従業者等がその職を退いた後を含む。）
(10) 個人データの第三者提供の制限
(11) 個人データの返還及び廃棄若しくは消去

(12) 事故発生時における報告及び適切な措置

第５章 個人データの漏えい等の報告等

（漏えい等事案に対する措置）

第１８条　本会は、個人データの漏えい等又はそのおそれのある事案（以下「漏えい等事案」という。）が発覚した場合は、漏えい等事案の内容に応じて、次に掲げる事項について必要な措置を講じる。

(1) 会長その他関係機関への報告及び被害の拡大防止

(2) 事実関係の調査及び原因の究明

(3) 前号で把握した事実関係による影響範囲の特定

(4) 第２号の結果を踏まえた再発防止策の検討及び実施

（漏えい等事案の報告及び本人への通知）

第１９条　本会は、その取り扱う個人データの漏えい等、その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして、次に掲げる漏えい等事案が生じたときは、法令の規定に従い、当該事態が生じた旨その他の事項を個人情報保護委員会に報告する。

(1) 要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(4) 個人データに係る本人の数が 1,000 人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

２　本会は、前項に規定する漏えい等事案が生じたときは、法令の規定に従い、当該事態が生じた旨その他の事項を本人に通知し、それ以外の漏えい等事案が生じたときは、当該事案の内容等に応じて、適宜に本人に通知する。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

３　本会は、漏えい等事案が生じたときは、速やかに、本会ホームページにてその概要、原因、再発防止策等を公表する。ただし、実質的に本人の権利利益が害されていないと認められる場合、公表することにより被害の拡大につながるおそれがある場合など、当該事案の内容等に応じて、公表の全部又は一部を省略することができる。

第６章　個人データの第三者提供の制限

（第三者提供の制限）

第２０条　本会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2　次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
(1) 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
(2) 事業の承継に伴って個人データが提供される場合

（第三者提供に係る記録の作成等）

第２１条　個人データを第三者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立法人を除く。以下この条及び次条において同じ。）に提供したときは、次に掲げる事項に関する記録を作成する。ただし、当該個人データの提供が前条第１項各号又は第２項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
(1) 前条第１項の本人の同意を得ている旨
(2) 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）
(3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
(4) 当該個人データの項目

2　前項の記録は、個人データを第三者に提供した都度、速やかに作成する。

3　第１項の記録は、その作成日から３年間保存する。

（第三者提供を受ける際の確認及び記録）

第２２条　第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次に掲げる事項の確認を行う。ただし、当該個人データの提供が第２０条第１項各号又は第２項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
(2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2　前項第１号に掲げる事項の確認は、個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法により行い、前項第２号に掲げる事項の確認は、個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法により行う。

3　本会は、第１項の規定による確認を行ったときは、個人データの提供を受けた都度、速やかに次に掲げる事項に関する記録を作成する。

(1) 本人の同意を得ている旨（個人情報取扱事業者以外の第三者から個人データの提供を受けた場合を除く。）
(2) 第１項各号に掲げる事項
(3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
(4) 当該個人データの項目(氏名、住所、電話番号及び年齢等)

４　全項の記録は、その作成日から３年間保存する。

第７章　公開の原則

（保有個人データに関する事項の公表等）

第２３条　本会は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。
(1) 本会の名称及び住所並びに代表者の氏名
(2) 全ての保有個人データの利用目的（第１２条第４項第１号から第３号までに該当する場合を除く。）
(3) 次項の規定による求め又は次条第１項（同条第５項において準用する場合を含む。）、第２３条第１項又は第２４条第１項、第３項若しくは第５項の規定による請求に応じる手続
(4) 保有個人データの安全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）
(5) 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

２　本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
(1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
(2) 第１２条第４項第１号から第３号までに該当する場合

３　前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。

（開示）

第２４条　本人は、本会に対し、当該本人が識別される保有個人データについて、次に掲げるいずれかの方法による開示を請求することができる。
(1) 電磁的記録の提供による方法
(2) 書面の交付による方法
(3) 本会の定める方法

２　本会が前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、前項の規定により当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、本会の定める方法）

により、遅滞なく、当該保有個人データを開示する。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

3　本会が第１項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。

4　保護法以外の法令の規定により、本人に対し第２項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、当該法令の規定に定めるところによる。

5　第１項及び第２項に規定する「本会の定める方法」とは、次の各号のいずれかの方法とする。この場合において視聴又は閲覧による開示のときは、本会が指定する場所、方法によるものとする。

(1) 文書、図画又は写真にあたっては、閲覧又は写しの交付による方法

(2) フィルムにあたっては、視聴、閲覧又は写しの交付による方法

(3) 磁気テープ、磁気ディスク等の電磁的記録にあっては、視聴、閲覧又は写しの交付による方法

6　第１項、第２項、第３項及び第５項の規定は、当該本人が識別される個人データに係る第２１条第１項及び第２２条第３項の記録（以下「第三者提供記録」という。）について準用する。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

(1) 当該記録の存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

(2) 当該記録の存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

(3) 当該記録の存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

(4) 当該記録の存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

（訂正等）

第２５条　本人は、本会に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を請求することができる。

２　本会が前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して保護法以外の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

３　本会が第１項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

（利用停止等）

第２６条　本人は、本会に対し、当該本人が識別される保有個人データが第１０条若しくは第１３条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第１１条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を請求することができる。

２　本会が前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

３　本人は、本会に対し、当該本人が識別される保有個人データが第２０条第１項の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

４　本会が前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

５　本人は、本会に対し、当該本人が識別される保有個人データを本会が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第１８条第１項に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データ利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。

６　本会が前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提

供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

7　本会が第１項若しくは第５項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第３項若しくは第５項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。

（理由の説明）

第２７条　本会は、第２３条第３項、第２４条第３項（同条第５項において準用する場合を含む。）、第２５条第３項又は前条第７項の規定により、本人から求められ又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

（開示請求等に応じる手続）

第２８条　第２３条第２項の規定による求め又は第２４条第１項（同条第５項において準用する場合を含む。）、第２５条第１項若しくは第２６条第１項、第３項若しくは第５項の規定による請求（以下「開示請求等」という。）をしようとする者は、本会に対し、本会所定の保有個人データ開示等請求書を提出しなければならない。

２　開示請求等をする者は、本会に対し、自己が当該開示請求等に係る保有個人データの本人であることを証する書面を提出又は提示しなければならない。

３　本会は、本人に対し、開示請求等に関し、その対象となる保有個人データ又は第三者提供記録を特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、本会は、本人が容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、当該保有個人データ又は当該第三者提供記録の特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

４　開示請求等は、本人が未成年者若しくは成年被後見人である場合の法定代理人、又は開示請求等をすることにつき本人が委任した代理人によって行うことができる。

５　前項の代理人によって開示請求等をするときは、当該代理人は、本会に対し、その代理権限を証する書面を提出しなければならない。

（費用負担）

第２９条　本会が第２３条第２項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第２４条第１項（同条第５項において準用する場合を含む。）の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、視聴、閲覧は、無料とし、写しの交付及び当該写しの送付に要する費用は、申出者の負担とする。

第８章　補則

（委任）

第３０条　この規程に定めるほか必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

１　この規程は、令和７年４月１日から施行する。

２　社会福祉法人志木市社会福祉協議会個人情報保護規程（平成１７年９月２７日規程第２号）は廃止する。